

広島県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十一年六月二十四日広島県告示第五百七号、昭和四十八年十二月二十一日広島県告示第九百八十二号、昭和五十年五月二日広島県告示第四百二十八号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課並びに関係市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）